

日本産業衛生学会九州地方会 代議員及び役員の選任に関する規程

第 1 条(目的) この規約は、公益社団法人日本産業衛生学会定款第 8 条・第 26 条および代議員の選任に関する規程・役員の選任に関する規程に基づき、九州地方会における代議員・地方会理事・地方会長および日本産業衛生学会理事(以下、理事)の選任に関する事務取扱について定めるものである。選挙事務の取扱は、選挙管理委員会が司る。

第 2 条(公示) 改選の公示文は、候補者推薦の締め切り日 1 ヶ月前までに機関誌に掲載、あるいは郵送、FAX、電子メール等を通じて正会員に広報する。立候補者が定数を超えた場合には投票選挙とする。

第 3 条(改選定数)

1. 代議員の改選定数は、選挙公示日の当該年度の 7 月 31 日時点の会員数に基づき、登録地区会員の 1/10 名(端数切り捨て)を基本定数とする。
2. 理事改選定数は、日本産業衛生学会役員の選任に関する規程に準ずる。基本定数は 3 名とし、次点を予備理事候補者とする。

第 4 条(代議員候補者の推薦)

1. 代議員選挙の候補者は、7 月 31 日時点において九州地方会に登録された正会員より推薦を受けた者とする。
2. 選挙管理委員会は、7 月 31 日時点で対象となる九州地方会会員に対して候補者推薦の通知を行う。
3. 候補者を推薦する者は、候補者指名、推薦者氏名、推薦した日付を明記し、郵送・FAX・電子メール・直接持参のいずれかの方法により選挙管理委員会に届け出る。
4. 候補者の推薦届は、選挙管理委員会が定める日時までに選挙管理委員会に届け出る。指定の日時を過ぎた推薦届は無効とする。

第 5 条(代議員候補者の選任)

1. 代議員は、九州地方会の当該候補者の中から、九州地方会所属の選挙権を有する正会員の無記名投票によって選任される。ただし、第 3 条に基づき候補者が当該代議員選挙において選任すべき代議員の数と同数になったときは、投票は行わない。
2. 届出のあった候補者が当該代議員選挙において選任すべき代議員の数に達しない場合の取り扱いは、九州地方会選挙管理委員会においてこれを定める。

第 6 条(理事候補者の選任)

1. 理事候補者は、九州地方会所属の代議員の中から、九州地方会所属の代議員による無記名投票により選任される。
2. 九州地方会選挙管理委員会は、得票数の多い順に九州地方会の理事候補者定数までを当選者とし、次点を予備理事候補者とし、中央選挙管理委員会にその名簿を提出する。得票数が同数の場合は、あらかじめ地方会選挙管理委員会の定める方法により、当選者・予備理事候補者を決定する。
3. その他の選任手続きについては、あらかじめ地方会選挙管理委員会の定める方法による。

第 7 条(代議員および理事候補者の資格審査)

選挙管理委員会は、代議員および理事候補者について下記を審査する。

1. 代議員候補者推薦届の審査

- 1) 代議員任期終了年度において、前年度より引き続き正会員であり、かつ 7 月 31 日までに会費を全納した正会員で、代議員選挙の当該年度の 7 月 31 日時点で九州地方会に所属する者であること。
- 2) 選挙権を有する正会員 1 名以上の推薦があること。
- 3) 推薦届の記載項目に不正および漏れが無いこと。

2. 理事候補者の審査

- 1) 正会員の資格を喪失していないこと。
- 2) 所属地方会が九州地方会であること。

第 8 条(地方会理事の選任)

1. 九州地方会に地方会理事を置く。定数は 12 名とする。
2. 九州地方会理事は、各県の最高得票者を 1 名ずつ割り当てる。各県とは、福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の 8 県である。得票数が同数の場合は、あらかじめ地方会選挙管理委員会の定める方法により選出する。残りの 4 名については、獲得した得票数の上位から順に選出する。
3. 辞退等で欠員が生じた場合は、前項の選出枠を考慮の上、次点者を当選者として取り扱うものとする。
4. 地方会理事は、地方会長と協同して地方会を運営する。
5. 地方会理事選挙の選挙権・被選挙権は、九州地方会に所属し、日本産業衛生学会の代議員の選任に関する規程第 2 条による正会員が有する。
6. 地方会理事は、前項の正会員による無記名投票により選任される。
7. 地方会理事の任期は 2 会計年度とし、再任を妨げない。
8. 地方会理事選挙は、代議員選挙と同時に実施する。

第 9 条(九州地方会会長の選任)

1. 九州地方会に、1 名の地方会長を置く。
2. 地方会長は、地方会活動の責任者として地方会を運営、統括する。
3. 地方会長選挙の選挙権・被選挙権は、九州地方会に所属し、日本産業衛生学会の代議員の選任に関する規程第 2 条による正会員が有する。
4. 地方会長は、前項の正会員による無記名投票により選任される。
5. 地方会長の任期は 2 会計年度とし、再任を妨げない。
6. 地方会長選挙は、代議員選挙と同時に実施する。

第 10 条(投票)

1. 投票は、日本産業衛生学会ホームページ(会員のページ)を利用した電子投票選挙とする。
2. 代議員選挙では、1 票の較差を補正するため九州地方会の定数に応じた投票数とする。最大投票数は 25 名以内とする。最小投票数は問わないものとする。
3. 地方会理事選挙の投票数は、10 名以内とする。最小投票数は問わないものとする。
4. 地方会長選挙の投票数は、1 名とする。最小投票数は問わないものとする。
5. 理事選挙の投票数は、3 名以内とする。最小投票数は問わないものとする。
6. 投票において、以下の場合は無効票とする。
 - 1) 指定数を超える投票。
 - 2) 所定の WEB 投票システムを使用しない投票。
 - 3) 明らかな不正が発覚した場合。

第 11 条(選挙日程) 選挙日程は、原則として以下とし、詳細決定は選挙管理委員会が決定する。

1. 代議員・地方会理事及び地方会長 9 月初旬から 10 月中旬。
2. 理事 11 月中旬から 12 月中旬。

第 12 条(代議員候補者の選出)

代議員候補推薦届の集計結果が、九州地方会の定数内であれば、第 7 条の資格審査を経て次期代議員候補者とする。九州地方会の定数を超えた場合は、第 10 条に掲げる投票選挙を行いその結果をもって選出する。

第 13 条(理事候補者の選出)

第 12 条により選出された代議員が理事候補者の対象となる。理事改選定数内であれば、第 7 条の資格審査を経て理事候補者とする。定数を超えた場合は、第 10 条

に掲げる投票選挙を行いその結果をもって選出する。

第 14 条(開票、集計)

1. 開票日当日まで電子投票システムの集計操作は凍結する。
2. 開票日は、選挙管理委員長が決定する。
3. 開票および集計は、選挙管理委員長及び選挙管理委員、選挙管理委員会が指名する立会人(現職の九州地方会長)、および事務局(事務局長、事務局員)により行う。
4. 開票および集計を行う選挙管理委員長及び選挙管理委員、選挙管理委員会が指名する立会人(現職の九州地方会長)、および事務局(事務局長、事務局員)は、選挙管理委員長が開票結果を公表するまでは、その立会において知り得た情報を何人にも漏洩してはならない。
5. 前項に該当する情報漏洩が認められた場合には、選挙の結果を無効とし、再選挙を実施する。

第 15 条(代議員および理事の当選報告)

1. 選挙管理委員長は、集計結果をまとめ中央選挙管理委員会に報告する。
2. 選挙管理委員長は、代議員および理事当選者に、当選証書を送付する。
3. 選挙管理委員長は、当選者をホームページ及び郵送・電子メール・FAX 等を用いて九州地方会正会員に報告する。掲載は 50 音順、氏名および所属機関名とする。

第 16 条(地方会監事の選任)

1. 九州地方会は、地方会の定める方法により地方会監事を選任する。
2. 地方会監事は、日本産業衛生学会定款第 28 条に準ずる職務として、団体の保有財産及び理事の業務執行状況を監査する。

第 17 条(地方会幹事の選任)

1. 九州地方会は、地方会の定める方法により地方会幹事を選任する。
2. 地方会幹事は、九州地方会が行う行事の企画・調整に関する職務を行う。

第 18 条(規約の改廃) この規約の改廃は、九州地方会理事会の議決によるものとする。

附則 この規約は、令和元年 8 月 1 日より施行する。